

東支店だより 11月号

☆年金無料相談会☆

日時：11月13日（土） 9：00～15：00

東支店にて社会保険労務士の先生による年金無料相談会を開催します！この機会に年金で不安に思っていること・気になることを相談してみませんか？

JA加賀では年金を受け取られる皆様の大切な年金の手続きをお手伝いさせていただいております。お気軽にご相談ください！

☆また、各種相談会も同時開催しております。

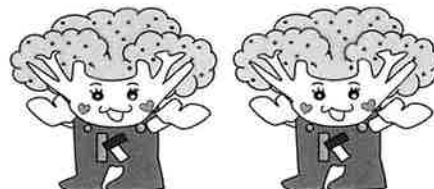
共済のお知らせ

これからの時期に！建物更生共済

寒くなってきましたが建物の保障は大丈夫でしょうか？

地震や大雪など、これからの冬の時期に向けてJAの建物更生

共済で備えましょう！！



建物の
保障編「比例てん補方式」と「実損てん補方式」の
違いをご存じですか？

「建物更生共済」の
共済金のお支払い
方法には**2つの方式**
があります。

例

建物の評価額(再取得価額):2,000万円
建物更生共済加入額(火災共済金額):1,000万円

付保割合※ 50%



※付保割合(%) = $\frac{\text{加入額}}{\text{建物の評価額}}$

ぼやなどで**100万円の損害**



大変だあ～

共済金お支払い

比例てん補方式

火災共済金

62.5万円 お支払い

この方式では、**評価額より加入額
が少ない場合**、お支払いできる
共済金が**損害の額より少なくな
ることがあります。**



※「付保割合80%未満」のご加入の場合

お支払いする
共済金の額 = 損害の額 × $\frac{\text{加入額}}{\text{建物の評価額} \times 80\%}$

※「付保割合80%以上」のご加入の場合

お支払いする
共済金の額 = 損害の額

*ともに加入額が限度

実損てん補方式

火災共済金

100万円 お支払い

この方式では、**損害の額***を共済
金としてそのままお受取りにな
れます。

*加入額が限度



※お支払いには一定の条件があります。

※**付保割合が低い場合は、共済掛金が
割高**になる場合があります。※地震等により共済金をお支払いする
場合は、「実損てん補方式」のご契約
であっても、「実損てん補方式」でのお
支払いとはなりません。

POINT

新しい「**実損てん補方式**」は損害の額をしっかりカバー！
小さな損害の際も安心です！

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

お問い合わせは